

○ 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年
 総理府令第四十五号）
 大蔵省

改 正 案	現 行
（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令） 第二条 法第百三十二条第二項の保険会社（法第二条第二項に規定する保険会社をいう。次条及び第六条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 （表略） 2 前項の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第百三十条の保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めた保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。 3・4 （略） 第三条 （略） 2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作	（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令） 第二条 法第百三十二条第二項の保険会社（法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下次条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 （表略） 2 前項の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。 3・4 （略） 第三条 （略） 2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第七条第二項において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一（三）（略）

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条（略）

（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一（三）（略）

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条（略）

2 } 4 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」と読み替えるものとする。

(免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」

2 } 4 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

(免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」

と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「保険会社の」とあるのは「引受社員の」と、「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」と読み替えるものとする。

（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第六条 法第二百七十一条の二十九第二項の保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下次条において同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		命令
	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率		

と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「保険会社の」とあるのは「引受社員の」と、「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（新設）

	第一区分	第二区分
二〇〇パーセント以上	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 〇パーセント以上一〇〇パーセント未満
	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 四 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制

	五 子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六 その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 〇パーセント未満	子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2 前項の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第二百七十一条の二十八の二の保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

3 第一項の表中「子会社等」とは、法第一百条第二項に規定する子会社等をいう。

第七条 保険持株会社が、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下この条において同じ。）が当該保険持株会社が従

（新設）

前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該保険持株会社について、当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には

、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。 一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額 二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額 3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。	第八条（略）
第六条（略）	